

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立高等学校)に係る特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉県教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立高等学校)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

千葉県教育委員会

## 公表日

令和4年3月30日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム3	
①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合利用番号付番機能: 団体内統合利用番号が未登録の個人について、新規に団体内統合利用番号を付番する機能。</li> <li>・中間サーバー連携機能: 中間サーバーに対して団体内統合利用番号に情報提供用の符号を紐付けることを要求し、紐付けた結果の受領をする機能。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバー )
システム4	
①システムの名称	中間サーバー(中間サーバー・ソフトウェア、中間サーバー・プラットフォーム)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・符号と団体内統合利用番号を紐付け、その情報を保管し、管理する。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び照会した情報の受領を行う。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</li> <li>・特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の記録を生成、保管する。</li> <li>・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</li> <li>・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( 就学支援金補助システム )
システム5	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村OS(コミュニケーションサーバ)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</li> <li>・都道府県の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供 都道府県の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号、4情報、住民票コードに対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。</li> <li>・都道府県知事保存本人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</li> <li>・機構保存本人確認情報の照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</li> <li>・本人確認情報の検索 端末において入力された個人番号又は基本4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイル又は機構保存本人確認情報を検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</li> <li>・都道府県知事保存本人確認情報の整合性確認 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( )

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
就学支援金特定個人情報照会ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 91の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条</li> <li>・就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条</li> </ul>
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[ 実施する ]</div> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div> </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号、同法別表第二113の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条</li> </ul> (保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の地方税関係情報等を照会し、受給資格の判定を行う。また、生徒のマイナンバーは収集しないため、就学支援金の支給に関する情報は提供しない。)
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	教育庁企画管理部財務課
②所属長の役職名	課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
なし	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報照会ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	千葉県内の公立高等学校に在学する生徒の保護者等
その必要性	就学支援金の受給資格認定の審査にあたり、生徒の保護者等の地方税に関する情報等を照会する必要があるため。
④記録される項目	[ 50項目以上100項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報: 情報照会対象者(保護者等)を一意に特定するために保有する。</li> <li>○連絡先等情報 ・4情報: 生徒が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先(電話番号等) 生徒や保護者等への連絡のために保有する。</li> <li>○業務関係情報 ・地方税関係情報: 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報: 生徒が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校の設置者を通じて就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報 保護者等の生活保護情報(生活扶助の受給)を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成31年4月
⑥事務担当部署	教育庁企画管理部財務課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 市区町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 地方公共団体情報システム機構 )								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 高等学校等就学支援金事務処理システム )								
③使用目的 ※	申請者である生徒が、就学支援金に関する法律第3条2項3号に定める者に該当するか審査を行う必要があるため。								
④使用の主体	使用部署	千葉県教育庁企画管理部財務課、公立高等学校							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 [ ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報等を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報等を基に受給資格認定および支給額の判定を行う。								
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出されたマイナンバーカードの写しを突合し、個人番号に誤りがないことを確認する。</li> <li>・必要に応じて、保護者等の基本4情報を基に住民基本台帳ネットワークシステムに照会し、提出された個人番号に誤りがないことを確認する。</li> <li>・保護者等の個人番号の入力は生徒が保護者等の本人確認を行い、生徒本人の個人番号の入力はアップロードされた確認用画像により本人確認を行う。</li> </ul>							
⑥使用開始日	平成31年4月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
<b>委託事項1</b> 就学支援金事務処理		
①委託内容	申請書等の書類とりまとめ及び申請者情報の入力作業等	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	千葉市、習志野市、船橋市、松戸市、柏市、銚子市	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2</b> 就学支援金補助システム運用管理業務委託		
①委託内容	システム運用、システム管理	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	シーデーシー情報システム株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ○ ] 行っていない
<b>提供先1</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] [ ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>提供先2～5</b>	
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	
<b>移転先1</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] [ ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

### <就学支援金事務処理システムにおける措置>

就学支援金事務処理システムが設置されているデータセンターは、以下の対策を実施している。

- ・昼夜間問わず警備員が常駐・館内巡回し、入退館を24時間管理
- ・監視カメラ等によって、入退館時・機器設置室への入退室時及びラック周囲、通路の状況を監視・記録
- ・入館・入室の際に、センター要員による立合が必須
- ・機器設置室の入室の際に、事前申請と写真付身分証の提示を義務付け
- ・機器設置室への入室の際にはICカードを使用し、入退室記録が自動的に取得される設備を保有
- ・問題等発生時には、入退室者の特定が可能

### <就学支援金補助システムにおける措置>

・庁内の入退室管理が行われている部屋に設置したサーバー内に保管。

サーバーへのアクセスは、IDとパスワードによる認証とし、アクセスする職員を明確化するとともに、その機会を必要最低限としている。

・サーバーの運用管理は、外部委託業者が行っているが、ID及びパスワードによる認証が必要である。

また、サーバー管理に使用する端末は他の業務で使用しておらず、信頼性の高いウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルは常に最新の状態にして、セキュリティ対策を行っている。

### <団体内統合利用番号連携サーバーにおける措置>

・庁内の入退室管理が行われている部屋に設置したサーバー内に保管。

サーバーへのアクセスは、IDとパスワードによる認証とし、アクセスする職員を明確化するとともに、その機会を必要最低限としている。

・サーバーの運用管理は、外部委託業者が行っているが、ID及びパスワードによる認証が必要である。また、サーバー管理に使用する端末は他の業務で使用しておらず、信頼性の高いウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルは常に最新の状態にして、セキュリティ対策を行っている。

### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバー・プラットフォーム(※1)はデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。

※1 各地方公共団体の経費節減、セキュリティ、運用の安定性の確保の観点から、クラウドの積極的な活用により共同化集約化を図るため、地方公共団体情報システム機構により整備・運用される中間サーバーの拠点。(ハードウェア)

・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

### <住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置>

・端末機の設置された執務スペースは操作者ID等により操作権限を有しない者をみだりに立ち入らせない等厳重に管理。

・端末機はウイルスパターンファイルの反映作業の実施等、セキュリティ対策を行っている。

### <特定個人情報等が記録された書類>

特定個人情報等が記録された書類の保管場所は、以下の対策を実施している。

- ・金庫(もしくは施錠できるロッカー)にて保管することを徹底する。

## 7. 備考

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- ・生徒ログインID
- ・生徒氏名
- ・生徒氏名(ふりがな)
- ・生徒の生年月日
- ・生徒の住所、郵便番号
- ・生徒が在学する学校の名称、学校種、課程
- ・都道府県コード
- ・学校コード
- ・学年、クラス、出席番号
- ・在学期間開始
- ・在学期間終了
- ・認定番号
- ・受給資格開始年月
- ・支給限度期間
- ・授業料額
- ・支給限度額
- ・支給額
- ・支給限度単位/年度
- ・支給限度単位/全体
- ・単位数
- ・自動判定結果
- ・保護者等ID
- ・保護者等の氏名
- ・保護者等の氏名(ふりがな)
- ・保護者等生年月日
- ・保護者等続柄
- ・保護者等連絡先
- ・保護者等の個人番号
- ・保護者等の課税地(都道府県)
- ・保護者等の課税地(市区町村)
- ・保護者等の都道府県民税所得割額
- ・保護者等の市町村民税所得割額・調整控除額
- ・保護者等の所得割額合計
- ・保護者等の課税所得額・配偶者控除等・本人該当区分
- ・保護者等の総所得金額・合計所得金額・扶養控除情報・16歳未満扶養者数
- ・保護者等の生活保護情報(生活扶助の受給)

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
就学支援金特定個人情報照会ファイル	
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>○学校における入手</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号により情報照会を行う対象となる保護者等について、就学支援金の申請案内等で十分に周知の上、対象となる保護者等の個人番号のみ提出させるようし、対象者以外の情報を収集することのないように徹底する。</li> <li>・収集する情報は就学支援金の申請様式（又はオンライン申請フォーム）に記載のある項目に限定し、就学支援金の認定に必要な情報以外の情報を収集することのないように徹底する。</li> <li>・申請に必要な書類については就学支援金の申請案内等で十分に周知の上、各種の申請内容に応じた所定の申請様式のみを、配付した専用の封筒に厳封して対面若しくは追跡可能な方法により提出させ、その他の不要な情報を提出させないようにする。</li> </ul> <p>○住民基本台帳ネットワークシステムからの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳ネットワークシステムから特定個人情報を取得する際は、必要な対象者及び情報のみ取得するようシステムで制御する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>○学校に対しマイナンバーを取扱う上での注意点及び対策を指導する。</p> <p>1 利用制限</p> <p>2 安全管理措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織的・人的安全管理措置(担当者の明確化、適切な教育)</li> <li>・物理的安全管理措置(各学校へ提出された書類は、金庫(もしくは施錠できるロッカー)にて保管することを徹底する。シュレッダーなどの準備、座席位置等)</li> </ul>	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;各業務システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各業務システムにおける権限を設定し、権限を持つ者のみが対象のシステムにおける特定個人情報にアクセスすることができる。</li> <li>・他の業務システムとの連携については、法令等に基づくものに制限している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>&lt;各業務システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事務に係る職員一人ひとりに対してIDを発行し、パスワードによる認証を行っている。パスワードは3か月ごとに更新することとしている。</li> <li>・ID及びパスワードについては、他人に知られることがない方法で管理するよう徹底している。</li> </ul>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要ない時はシステムを起動させない。</li> <li>・IDに関する処理は、システム管理者が実施する。</li> <li>・異動等で当該事務に関係しなくなった職員のIDについては、異動後速やかに無効化することとしている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>「特定個人情報取扱特記事項」、「個人情報取扱特記事項」として次のとおり定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令等の遵守</li> <li>・安全管理のための規程</li> <li>・事故発生時等のための体制及び手順等の整備</li> <li>・記録の整備</li> <li>・事務従事者への監督、周知、研修等</li> <li>・収集の制限</li> <li>・秘密の保持</li> <li>・安全管理措置等</li> <li>・持ち出しの制限及び措置</li> <li>・取扱区域の制限</li> <li>・目的外利用及び提供の禁止</li> <li>・複写又は複製の制限</li> <li>・削除または廃棄における措置</li> <li>・再委託の制限</li> <li>・再委託の契約に当たっての措置</li> <li>・再委託先の監督</li> <li>・事故発生時における報告</li> <li>・漏えい、滅失及びき損の防止等</li> <li>・情報漏えい等の事案の発生時における措置</li> <li>・取扱い状況の把握、監督及び点検</li> <li>・機器等の返還等</li> <li>・委託者の調査、指示等</li> <li>・事案の公表</li> <li>・契約の解除及び損害賠償の賠償</li> </ul> <p>「データ保護及び管理に関する特記仕様書」で次のとおり定めている。</p> <p>1 業務開始前の遵守事項として次の各号について「データ管理計画書」を提出</p> <p>(1) データ取扱者等の指定</p> <p>(2) データの取扱者等への教育・周知</p> <p>(3) データ取扱いに関する計画の作成</p> <p>(4) セキュリティの確保</p> <p>① 作業におけるセキュリティ確保</p> <p>② データ漏洩等の情報セキュリティ事故に対する予防策</p> <p>③ 作業場所のセキュリティ確保</p> <p>④ 特定個人情報等の取扱いに必要な措置</p> <p>(5) データ漏洩等発生時の対応手順の作成</p> <p>2 業務実施中の遵守事項</p> <p>(1) データ管理簿の作成</p> <p>(2) 業務の監査等</p> <p>(3) データの取り扱い</p> <p>3 業務完了時の遵守事項</p> <p>(1) データ返却等処理</p> <p>(2) 作業後の報告</p> <p>4 その他の遵守事項</p> <p>(1) データ漏洩等発生時の対応</p> <p>① 発生状況報告</p> <p>② 対応措置</p> <p>③ 報告書の提出</p> <p>④ 再発防止策の作成・提出</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		



6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ O ] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	-----------	--

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[ ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	-----	--

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>
---	---

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子的記録媒体の紛失等により、生徒の氏名・成績等を紛失した(平成27年度2件延べ1,222名、平成28年度4件延べ993名、平成29年度3件延べ2,041名)。</li> <li>・県立学校の卒業生335人に対し、本人及び保護者の承諾を得ることなく、職務上知り得た氏名及び住所を目的外に利用して、特定の行為を求めるための文書を郵送した。</li> <li>・選手344人分の住所・電話番号等を県ホームページ上に掲載してしまい、指摘を受けて削除した。</li> </ul>	
再発防止策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各所属におけるハードディスク・USBメモリ等の外部記録媒体の取扱い及び管理方法を見直し、改善した。</li> <li>・複数名で複数回確認する等、組織内のチェック体制を強化した。</li> <li>・各所属内における研修会を実施し職員の意識を高めた。</li> <li>・各所属における情報セキュリティ調査を実施し、情報管理の緊急点検を行った。</li> <li>・各所属及び各職員に対し綱紀粛正及び個人情報の適正な管理に係る通知を行った。</li> <li>・実施機関全体を対象とした研修会を開催し、個人情報の適正な管理について周知した。</li> </ul>	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>&lt;就学支援金事務処理システムにおける措置&gt;</p> <p>就学支援金事務処理システムが設置されているデータセンターは、以下の物理的対策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機器を設置する建造物は、建築基準法に準拠し、また、消防法の認可を受けている。</li> <li>・非常用電源を有し、手動又は自動でシステムを停止するための十分な電源を供給できる。</li> <li>・監視カメラ等によって、入退館時・機器設置室への入退室時及びラック周囲、通路の状況を監視・記録している。</li> <li>・電力会社から建造物に対する電源供給方式は、供給路障害に備え冗長化されており、本線・予備線の供給ルートが確保されている。</li> <li>・排煙設備及び防火区画整備等の延焼防止対策がとられている。</li> <li>・情報システムは、中が見えない施錠可能な扉により遮られ、入退室時以外は常に施錠されている。</li> <li>・要保護情報を取り扱う情報システムについては、電子計算機及び通信回線装置の盗難や不正な持ち出しを防止するため、設置及び利用場所全体の施錠管理、あるいはセキュリティワイヤーによる固定、機器扉付ラック等の施錠管理等の措置が講じられている。</li> </ul> <p>&lt;就学支援金補助システム、団体内統合利用番号連携サーバーにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバーが設置してある部屋は、セキュリティカード及びパスワードにより入退室が管理されている。</li> <li>・サーバー機器等ラックは耐震措置が行われている。</li> <li>・端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。</li> <li>・団体内統合利用番号連携サーバーへのアクセスはユーザIDとパスワードによる認証が必要。</li> <li>・団体内統合利用番号連携サーバーは庁内LAN回線を使用し、ファイアウォールにより外部からの不正アクセスはできない仕組みになっている。</li> <li>・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの自動更新を行っている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul> <p>&lt;県における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管期間の過ぎた特定個人情報のデータについては、システムで確認のうえ消去している。</li> <li>・申請書・帳票等の紙媒体の特定個人情報については、保存期間ごとに分けて保管している。</li> </ul> <p>なお、保存期限の経過したものについては、所管する部署の所属長が文書主管課長に廃棄を依頼するか、所属長のもと廃棄を行っているが、復元不可能な程度に細断可能なシュレッダーの利用又は外部業者による溶解処理である。</p>		

8. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[    ] 十分に行っている                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;就学支援金事務処理システム・就学支援金補助システムの運用における措置&gt;  ①職員に対し、個人情報保護に関して周知を行っていく。  ②委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、秘密保持契約を締結している。</p> <p>&lt;県としての措置&gt;  ①職員に対して自己点検シートを提供し、情報セキュリティの確保のための適切な取り組みの啓発や定着を図っている。  ②千葉県情報セキュリティポリシーに基づき、セルフチェックを実施している。  ③事務担当部署における自己点検以外に、総務部情報システム課による内部監査を定期的実施している。  ④千葉県教育委員会が保有する個人情報等の適切な管理のための措置に関する要領により内部監査を定期的実施している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。  ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号260-8662 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁中庁舎9階 千葉県教育庁企画管理部財務課会計指導班 043-223-4093
②対応方法	問い合わせがあった場合、対応内容の記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成30年6月19日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>公立高等学校(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。</p> <p>申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の地方税関係情報を情報提供ネットワークシステムを介して照会し、受給資格の判定を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <p>①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時)</p> <p>②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様の写しの提出</p> <p>③保護者等の個人番号のデータ化</p> <p>④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の地方税関係情報の照会</p> <p>⑤上記④で取得した保護者等の地方税関係情報を基にした、受給資格の認定、支給額の判定</p> <p>⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知</p> <p>⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の更新をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施</p> <p>⑧4～6月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び④～⑥を実施</p>	<p>公立高等学校(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。</p> <p>申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の地方税関係情報を情報提供ネットワークシステムを介して照会し、受給資格の判定を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <p>①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(入学時・転入時等)</p> <p>②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出</p> <p>③保護者等の個人番号のデータ化(個人番号が書面で提出された場合に限る)</p> <p>④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の地方税関係情報等の照会</p> <p>⑤上記④で取得した保護者等の地方税関係情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定</p> <p>⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知</p> <p>⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の更新をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施</p> <p>⑧4～6月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①～⑥を実施</p>	事前	令和4年度より以下の対応を行うことによる変更 ・税額情報に加え、生活保護関係情報を照会する ・個人番号の提出方法について、書面以外にオンラインによる提出を可能とする

令和4年4月1日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校等就学支援金の支給に関する法律、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則に基づき、都道府県の教育委員会／知事部局が学校に在学する支給対象の生徒に就学支援金を支給する事務を実施するために必要となる機能を備える。</li> <li>・就学支援金の支給対象者である生徒の情報を管理する。</li> <li>・税額情報照会の対象者(保護者等)の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID(個人番号ではなく、本システム固有のID)を発番し、情報照会対象者(保護者等)の一覧を出力する。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムを介して取得した保護者等の地方税関係情報を取り込み、受給資格の審査を行う。</li> <li>・審査結果に基づき、受給資格を認定する通知書等を出力する。</li> </ul> <p>※都道府県の教育委員会／知事部局が本システムに登録、参照する項目に個人番号は含まない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校等就学支援金の支給に関する法律、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則に基づき、都道府県の教育委員会／知事部局が学校に在学する支給対象の生徒に就学支援金を支給する事務を実施するために必要となる機能を備える。</li> <li>・就学支援金の支給対象者である生徒の情報を管理する。</li> <li>・税額情報照会の対象者(保護者等)の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID(個人番号ではなく、本システム固有のID)を発番し、情報照会対象者(保護者等)の一覧を出力する。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムを介して取得した保護者等の地方税関係情報等を取り込み、受給資格の審査を行う。</li> <li>・審査結果に基づき、受給資格を認定する通知書等を出力する。</li> </ul>	事前	令和4年度より以下の対応を行うことによる変更 ・税額情報に加え、生活保護関係情報を照会する ・個人番号の提出方法について、書面以外にオンラインによる提出を可能とする
令和4年4月1日	I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学支援金事務処理システムから保護者等データを取得し、そこに紙により提出された個人番号を紐づける機能。</li> <li>・上記保護者等データから情報提供ネットワークを介して地方税関係情報を照会し、その結果を就学支援金事務処理システムに出力する機能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学支援金事務処理システムから保護者等データを取得し、データとして取り込まれた又は紙により提出された個人番号を紐づける機能。</li> <li>・上記保護者等データから情報提供ネットワークを介して地方税関係情報等を照会し、その結果を就学支援金事務処理システムに出力する機能。</li> </ul>	事前	令和4年度より、就学支援金事務処理システムが以下の対応を行うことによる変更 ・税額情報に加え、生活保護関係情報を照会する ・個人番号の提出方法について、書面以外にオンラインによる提出を可能とする
令和4年4月1日	I 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号、同法別表第二113の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条 (保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の地方税関係情報を照会し、受給資格の判定を行う。また、生徒のマイナンバーは収集しないため、就学支援金の支給に関する情報は提供しない。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号、同法別表第二113の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条 (保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の地方税関係情報等を照会し、受給資格の判定を行う。また、生徒のマイナンバーは収集しないため、就学支援金の支給に関する情報は提供しない。)</li> </ul>	事後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う変更</li> <li>・令和4年度より、税額情報に加え、生活保護関係情報を照会することによる変更</li> </ul>

令和4年4月1日	II 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	就学支援金の受給資格認定の審査にあたり、生徒の保護者等の地方税に関する情報を照会する必要があるため。	就学支援金の受給資格認定の審査にあたり、生徒の保護者等の地方税に関する情報等を照会する必要があるため。	事前	令和4年度より、税額情報に加え、生活保護関係情報を照会することによる変更
令和4年4月1日	II 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 その妥当性	その妥当性 ○業務関係情報 ・地方税関係情報： 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報： 生徒が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校の設置者を通じて就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。	主な記録項目 「生活保護・社会福祉関係情報」の追加  その妥当性 ○業務関係情報 ・地方税関係情報： 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報： 生徒が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校の設置者を通じて就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報 保護者等の生活保護情報(生活扶助の受給)を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。	事前	令和4年度より、税額情報に加え、生活保護関係情報を照会することによる変更
令和4年4月1日	II 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法		「その他(高等学校等就学支援金事務処理システム)」の追加	事前	令和4年度より、就学支援金事務処理システムが以下の対応を行うことによる変更 ・個人番号の提出方法について、書面以外にオンラインによる提出を可能とする

令和4年4月1日	II 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	<p>生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報を基に受給資格認定および支給額の判定を行う。</p> <p>情報の突合 ・申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出されたマイナンバーカードの写しを突合し、個人番号に誤りがないことを確認する。 ・必要に応じて、保護者等の基本4情報を基に住民基本台帳ネットワークシステムに照会し、提出された個人番号に誤りがないことを確認する。</p>	<p>生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報等を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報等を基に受給資格認定および支給額の判定を行う。</p> <p>情報の突合 ・申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出されたマイナンバーカードの写しを突合し、個人番号に誤りがないことを確認する。 ・必要に応じて、保護者等の基本4情報を基に住民基本台帳ネットワークシステムに照会し、提出された個人番号に誤りがないことを確認する。 ・保護者等の個人番号の入力は生徒が保護者等の本人確認を行い、生徒本人の個人番号の入力はアップロードされた確認用画像により本人確認を行う。</p>	事前	<p>令和4年度より以下の対応を行うことによる変更 ・税額情報に加え、生活保護関係情報を照会する ・個人番号の提出方法について、書面以外にオンラインによる提出を可能とする</p>
令和4年4月1日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目		<p>保護者等に係る以下の項目を追加 ・保護者等の市町村民税調整控除額 ・保護者等の課税所得額・配偶者控除等・本人該当区分</p>	事後	<p>令和2年度より、税額情報の項目が追加されたことによる変更</p>
令和4年4月1日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目		<p>保護者等に係る以下の項目を追加 ・保護者等の総所得金額・合計所得金額・扶養控除情報・16歳未満扶養者数 ・保護者等の生活保護情報(生活扶助の受給)</p>	事前	<p>令和4年度より、税額情報に加え、生活保護関係情報を照会することによる変更</p>